

口頭弁論終結日 平成29年3月

判 決

控 訴 人 小 澤 清 七

被 控 訴 人

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、32万4000円を支払え。
- 3 訴訟費用は第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、控訴人が、被控訴人を代表取締役とする株式会社が運営するインターネット上の有料メール交換サイトにおいて、サクラからの資金提供をする旨の虚偽のメールの送信を受け、サイト利用料金等の名目で合計32万4000円を支払ったところ、これは、被控訴人による詐欺行為に当たる等主張して、被控訴人に対し、民法709条又は会社法429条1項に基づき、上記利用料金等相当額の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である（ただし、会社法429条1項に基づく請求は、当審において追加されたものである。）。

原審は、控訴人とのメールのやり取りをしていた相手方が被控訴人であると認めるに足りる証拠はないとして控訴人の請求を全部棄却したため、控訴人はこれを不服として控訴した（なお、控訴人は、遅延損害金の支払請求の棄却部分については、不服を申し立てていない。）。

1 前提事実（掲記事実を認定した証拠等を末尾に記載した。証拠等の記載のない事実は当事者間に争いが無い。）

(1) 当事者等

ア 株式会社GNT（以下「本件会社」という。）は、平成24年7月10日に設立された、インターネット、移動体通信及びその他の電子的メディア等を利用した通信販売及び配信サービス等を目的とする株式会社であり、インターネット上で、「レインボウ」、「プラチナライン」という有料メール交換サイト（以下、両サイトを併せて「本件両サイト」といい、各別のサイトを指すときは、その名称で特定する。）を運営していた。

なお、本件会社は、平成25年11月6日、消費者庁及び総務省から、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（以下「法」という。）3条1項、4条に違反して、「レインボウ」の広告又は宣伝を行う電子メールを送信したとして、法7条に基づく措置命令を受けた。（甲5，15，17，弁論の全趣旨）

イ 被控訴人は、本件会社の代表取締役であり（なお、本件会社の商業登記簿において、登記がされている取締役は被控訴人のみである。）、自己の住所を本件会社の本店所在地と定めた。その後、平成25年9月12日、被控訴人が住所を変更したことに伴い、本件会社の本店所在地も同一の住所に変更されている。（甲3，4，15）

(2) 本件両サイトの内容

本件両サイトは、いずれも見知らぬ者同士が電子メールのやり取りを通じて知り合うことができる「出会い系サイト」である。

本件両サイトは、利用者がサイト内のサービスを利用するたびに費用が発生する仕組みになっている。すなわち、利用者がメール送信などの各操作をするためには、あらかじめ利用者が購入し又は譲渡を受けたポイントを使用しなければならない。なお、メールを送信するには、50ポイント（1ポイントは10円）が必要とされている。（甲1，2，5，18，弁論の全趣旨）

(3) 控訴人は、「レインボウ」を使用し、同サイトで使用するポイントを購入するなどのため、平成25年1月15日から同年3月21日までの間、別紙の別表1の「月日」欄記載の日に、同表の「金額」欄記載の金額を、株式会社イーペイメント（以下「イーペイメント」という。）の銀行預金口座（みずほ銀行第九集中支店，普通預金，口座番号9696765）（以下「本件レインボウ口座」という。）に振り込んだ（合計25万円）。

また、控訴人は、「プラチナライン」を使用し、同サイトで使用するポイントを購入するなどのため、同年2月7日から同月23日までの間、別紙の別表2の「月日」欄記載の日に、同表の「金額」欄記載の金額を、イーペイメントの銀行預金口座（みずほ銀行第九集中支店，普通預金，口座番号9685445）（以下「本件プラチナライン口座」という。）に振り込んだ（合計7万4000円）。（甲1，2，18，弁論の全趣旨）

(4) 控訴人は、本訴を提起する以前に、本件会社を被告として、「プラチナライン」で利用するポイントの購入代金7万4000円及び控訴人が贈与を受けたポイントの未返還分15万円に係る合計22万4000円の損害賠償等の支払を求める少額訴訟（東京簡易裁判所平成25年（少コ）第763号不当利得返還請求事件）並びに「レインボウ」で利用するポイントの購入代金25万円に係る同額の損害賠償等を求める少額訴訟（同庁同年（少コ）第764号）を提起した（以下、両訴訟を併せて「前件訴訟」という。）。

前件訴訟において、控訴人の請求はいずれも棄却され、その判決は、確定

した（以下、両判決を併せて「前件判決」という。）。（甲10、乙1、2、
弁論の全趣旨）

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件会社による本件両サイトの運営は違法か（争点1）

（控訴人の主張）

ア 「レインボウ」においては、サクラである「弁護人の斉藤」から7000万円を支援するという話があり、控訴人は、当初は無料のメールでやり取りをしていたが、そのうちに今度は有料になるといわれたが、支援を期待してメールのためにポイントを購入した。

メールを交換しても支援金を振り込む気配もなく、あと少しで支援完了するからと控訴人をだましながらいポイントを購入させたものであり、「レインボウ」は初めから支援などする意思のない、ポイントを購入させる目的のサイトであった。

「プラチナライン」についても、サクラである「五十嵐」から5000万円を支援するという話があり、控訴人は、当初は無料のメールであったが、次第に有料メールをさせられたものであり、このサイトも顧客にポイントを購入させるだけのサイトであった。

イ また、本件会社は、控訴人に対し、「レインボウ」において、ポイントを追加するとかサイトの主催する抽選で当選金が当たった等のメールを送信して、そのための送金を依頼し、控訴人は、これに従って本件会社に入金をしたが、全部嘘の話で、人をだますものであった。

ウ このように、本件両サイトの運営者は、不特定多数の顧客に勝手にメールを送り付け、お金の支援など実現できないことを知りながらサクラのアルバイトを雇い、顧客にポイントを買わせるだけの詐欺集団である。

（被控訴人の主張）

控訴人の主張は、否認ないし争う。本件会社は、不法行為をしていない。

- (2) 被控訴人個人に民法709条による責任又は会社法429条1項による責任が認められるか(争点2)

(控訴人の主張)

ア 本件両サイトを運営していた被控訴人は、サクラを雇い、ポイントを購入させるため、できもしない支援金をエサにして控訴人をだましたものであり、民法709条の不法行為による損害賠償の責任を負う。

イ また、本件会社は、総務省及び消費者庁からの措置命令により営業ができなくなり、閉鎖状態であるが、被控訴人は、現在まで営業しているとの嘘の答弁をし、住所を移転して、全国の多数の被害者を放り出しながら逃げ隠れしているのであって、このように本件会社に重大な損害を与え、営業することをできなくした被控訴人は、会社法429条1項の責任を負う。

(被控訴人の主張)

控訴人の主張は、否認ないし争う。被控訴人は、不法行為をしていない。

また、本件会社は倒産しておらず、現在も存続している。

- (3) 控訴人の損害(争点3)

(控訴人の主張)

控訴人は、本件両サイトを利用した本件会社及び被控訴人の詐欺行為により、前提事実(3)のとおり、本件会社に対し、サイト利用料金名目等で合計32万4000円を支払い、同額の被害を受けた。

(被控訴人の主張)

控訴人の主張は、否認ないし争う。

- (4) 前件判決と控訴人の本件訴訟との関係(争点4)

(被控訴人の主張)

前提事実(4)のとおり、前件訴訟において、控訴人は、本件会社を被告として、本件と全く同一の本件両サイトの利用料金等の請求を行い、いずれの請求も既に棄却されている(前件判決)。

控訴人の同一の請求について、前件判決によれば本件両サイトの運営会社である本件会社が責任を負わない以上、本件会社の代表取締役である被控訴人も責任を負わないのは明らかである。

(控訴人の主張)

被控訴人の主張は、争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、末尾記載の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 「レインボウ」におけるメールのやり取り

ア 控訴人は、平成25年1月初旬、「レインボウ」を通じて、「篠田誠子」と名乗る者（以下「篠田」という。）からメールを受信した。篠田からのメールは、要旨、自分には身体障害者の娘がいる、友達もいなくて毎日寂しく暮らしている、メール友達になってもらえないか、メール代は自分が負担するという内容であった。控訴人は、同メールに返信をして、篠田とのメール交換をするようになった。

控訴人が篠田へメールを返信したことによって、控訴人は、自動的に、「レインボウ」の会員として登録された。（甲12，18，控訴人本人，弁論の全趣旨）

イ 控訴人は、その後、篠田から、要旨、娘のメル友になってくれればお礼として7000万円を支給する、その手続は「弁護人の斉藤」が行うからその指示に従ってほしいという内容のメールを受信した。（甲12，18，控訴人本人，弁論の全趣旨）

ウ 控訴人は、その後、「弁護人の斉藤」と名乗る者（以下「斉藤弁護士」という。）からメールを受信した。斉藤弁護士からのメールは、要旨、7000万円を支給するにはメールの交換をしなければならないが、メール

の無料期間は終わったので、メールを続けるためにはポイントを購入してほしいという内容であった。控訴人は、斉藤弁護人の指示に従えば7000万円を受け取ることができると考え、ポイントを購入してメールの交換をするため、本件レインボウ口座に送金をした。

控訴人は、斉藤弁護人から、あと少しで支援が完了するという内容のメールを受信し、その旨信じたことから、斉藤弁護人とのメール交換を続け、繰り返し本件レインボウ口座に送金をした。

控訴人は、そのほかにも、斉藤弁護人から贈与税対策や手続費用として送金を求める旨のメールを受信したことから、指示どおりに本件レインボウ口座に送金をした（平成25年2月15日、同年3月3日等の送金）。

しかし、控訴人は、結局、上記7000万円の金員の支払を受けることはできなかった。（甲1、2、12、18、控訴人本人、弁論の全趣旨）

エ また、控訴人は、「レインボウ」から、要旨、サイト主催で懸賞が実施されて控訴人が当選したので当選金を得ることができるが、当選金を受け取るための手続費用として金員を振り込んでほしいという内容のメールを受信し、その指示に従い、本件レインボウ口座宛に送金をした（同月1日、同月8日等の送金）。

しかし、控訴人は、上記当選金の支払を受けることはできなかった。

（甲1、2、12、18、控訴人本人、弁論の全趣旨）

(2) 「プラチナライン」におけるメールのやり取り

ア 控訴人は、平成25年2月初旬、「プラチナライン」を通じて、「五十嵐澄」と名乗る者（以下「五十嵐」という。）から、要旨、遺産相続をして金銭があるからこのうち1億1000万円を控訴人に譲りたい、手続については「■Cityダイレクト■神谷一振込担当一」及び「現金輸送・警備専門【GBF】」がそれぞれ5500万円ずつ担当するという内容のメールを受信した。その後、控訴人は、「■Cityダイレクト■神谷一

振込担当」と名乗る者（以下「神谷」という。）から、5500万を控訴人の口座に振り込む旨、「現金輸送・警備専門【GBF】」と名乗る者（以下「GBF」という。）から、5500万円を控訴人の住所に届ける旨のメールを受信した。（甲8，18，控訴人本人，弁論の全趣旨）

控訴人は、上記メールの内容を信じて、本件プラチナライン口座に送金をし、ポイントを購入して五十嵐，神谷，GBFらとメールの交換をした。イ また、五十嵐は、控訴人に対し、無料でポイントを譲渡するに当たり、個人情報電子証明が必要であり、そのために金員が必要であるなどという内容のメールを送信して送金を指示した。そこで、控訴人は、本件プラチナライン口座に更に送金をした（同月8日の送金等）。

しかし、控訴人は、結局、上記1億1000万円の金員の支払を受けることはできなかった。（甲1，2，8，18，控訴人本人，弁論の全趣旨）

2 争点1について

(1) 上記1で認定した事実によれば、控訴人が本件両サイトでメールの交換をした相手方である篠田，斉藤弁護士，五十嵐，神谷及びGBF（以下，これらの者を併せて「本件各相手方」という。）からの申出は、いずれも、見ず知らずの控訴人に対し、7000万円又は1億1000万円という多額の金員を供与するなどという、通常ではあり得ない不自然な話であるところ、そのいずれについても全く実現していないのであって、これらのことからすれば、本件各相手方は、その申出に係る内容を実現する意思及び能力を有していないと認めるのが相当である。

(2) 次に、本件各相手方が、本件両サイトの利用を誘引するための架空の人物（いわゆるサクラ）であると認められるか否かについて検討する。

ア 上記1で認定した事実によれば、本件各相手方は、反復してメールを送信する方法によって控訴人に対し、多額の資金援助の申出をしていると

認められるところ、上記(1)で説示したところによれば、本件各相手方が利用料金の負担をしてまで、見ず知らずの控訴人に対し、上記のような申出をする合理的な理由は見だし難いことに照らすと、本件各相手方には、本件両サイトの一般の会員と異なり、本件両サイトの利用料金の負担が課せられていないことが推認される。

また、本件各相手方は、控訴人に対し、上記のとおり多額の資金援助を申し出て、多数回にわたりメールの交換を続けさせ、また、贈与税対策や懸賞の当選金の受領のための手続費用、無料でのポイント譲渡等の名目で金員の送金をさせていることが認められるけれども、上記(1)で説示したところによれば、これらの指示の目的は、いずれも控訴人にできるだけ多くのポイントを使用させ、高額のポイント代金を支払わせることにあると認められる（なお、控訴人は、イーペイメントを名義人とする本件レインボウ口座及び本件プラチナライン口座に送金を行っているところ、当該送金に係る金員が本件会社に帰属することを直接的に裏付ける証拠はないけれども、上記のとおり、本件各相手方には、本件両サイトの利用料金の負担が課せられていないと推認されることからすると、本件各相手方は、本件両サイトを運営する本件会社に関係する者であると認められ、そのような本件各相手方が、控訴人に、上記各口座への送金を指示していることに照らすと、同口座に送金された金員は、本件会社の収益となるものであると推認される。）。

イ 上記アで見たところを総合すれば、本件各相手方は、本件会社の利益を図るために、本件会社からの指示によって本件会社の関係者が作出し、一般の会員とのメールの交換等のために使用した架空の人物（いわゆるサクラ）であると認められる。

(3) 以上によれば、本件会社は、本件各相手方がサクラであることを秘して、資金援助やそのための手続をする意思もないのに、それがあるかのように装

う虚偽のメールを送信して、それらが実現するものと控訴人を誤信させ、メールの送受信等を多数回繰り返させ、利用料金等の名目で多額の金員を支払わせたというべきであり、このような本件会社の行為は、詐欺行為であって、民法709条の不法行為に当たると認められる。

3 争点2について

上記2のとおり、本件会社が運営する本件両サイトは違法なものであると認められるところ、かかる違法なサイトの運営について、本件会社の代表取締役である被控訴人が民法709条に基づく責任を負うか否かについて検討するに、前提事実(1)イのとおり、本件会社の商業登記簿上、被控訴人を除いて本件会社に役員は登記されておらず、また、本件会社の本店所在地と被控訴人の住所地が同一であることからすると、被控訴人は、本件会社の経営を実質的に行っていた者であると推認することができ、本件会社が行った本件両サイトにおける不法行為は、被控訴人個人の不法行為でもあると認められる。

したがって、被控訴人は、控訴人に対し、本件両サイトの運営について、民法709条に基づく責任を負う。

4 争点3について

以上によれば、控訴人は、本件両サイトにおいて、サクラである本件各相手方の欺罔行為により、支援金等の交付を受けられるとの錯誤に陥り、本件レインボウ口座及び本件プラチナライン口座に対し、本件両サイトの利用料等の名目で合計32万4000円を送金したと認められる（なお、本件において、控訴人が本件各相手方の欺罔行為以外の理由で本件両サイト利用のためのポイントを購入したと認めるに足りる証拠は提出されていない。）。

したがって、控訴人は、被控訴人の上記3に係る不法行為により、32万4000円の損害を被ったと認められる。

5 争点4について

被控訴人は、前件判決において本件会社の責任が否定されているから、本件訴訟においても、本件会社の代表取締役である被控訴人が責任を負うことはないと主張する。

しかしながら、前件訴訟と本件訴訟は、当事者を異にしているから、確定した前件判決において本件会社の損害賠償責任が否定されたからといって、前件判決に係る既判力は、直ちに本件訴訟に及ぶことはなく、本件訴訟において、本件会社による本件両サイトの運営が不法行為に当たることを前提に、被控訴人の責任を認めることは、何ら前件判決の既判力に抵触しないから、被控訴人の上記主張は採用することができない（なお、前件訴訟の経緯に鑑み、本件会社の代表取締役である被控訴人に対して本件訴訟を提起することが信義則に反すると認められる余地がないか否かについて念のため検討するに、確かに、本件訴訟の目的は、本件両サイトの利用により被った損害の回復であって、前件訴訟においてもそれが目的となっていたのであるから、控訴人において、前件訴訟で被控訴人も共同被告として請求を行うことが不可能であったとまでは認められない。しかしながら、前件訴訟はいずれも少額訴訟であるところ、少額訴訟においては、当事者は、最初にすべき口頭弁論の期日前又はその期日において、全ての攻撃防御方法を提出しなければならない（370条2項）、証拠調べも、即時に取り調べることができる証拠に限られている（同法371条）など少額訴訟の特質に鑑みると、本件会社の責任の有無について、前件訴訟で十分な主張立証が尽くされる機会が保証されていたとまでは認められず、さらに、少額訴訟の手続を選択したのは控訴人であるとしても、簡易迅速な紛争解決を可能にするとの趣旨で少額訴訟制度が設けられていることに照らせば、同手続を選択したことをもって、控訴人に後訴の提起に関する一定の制約が生じる合理的な根拠とすることはできないというべきであるから、控訴人が本件訴訟を提起することが、信義則に反するとまでは認められない。）。

第4 結論

以上によれば，控訴人の請求は理由があるから認容すべきところ，これを棄却した原判決は失当であり，本件控訴は理由があるから，原判決を取り消した上，控訴人の請求を認容することとして，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官中畑洋輔は，転官のため，署名押印することができない。

裁判長裁判官

(別紙)

別表 1

月日 (平成25年)	金額
1月15日	3000円
1月15日	3000円
1月18日	3000円
1月19日	5000円
1月19日	3000円
1月20日	3000円
1月21日	3000円
1月21日	1万円
1月22日	3000円
1月23日	3000円
1月25日	3000円
1月31日	1万円
2月2日	2万円
2月6日	3000円
2月15日	5000円
2月15日	1万円
2月15日	2万円
2月17日	3万円
2月20日	1万円
2月21日	3000円
2月22日	3000円
2月25日	3000円
2月28日	3000円
2月28日	3万円
3月1日	1万円
3月3日	3000円
3月6日	2万5000円
3月8日	1万円
3月21日	1万円
合計	25万円